

第 19 回京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成26年10月23日(木)
午前10時00分～午前11時50分
場 所 消費生活総合センター研修室

○吉川市民生活部長

おはようございます。

それでは、只今から第19回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます市民生活部長の吉川でございます。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、平竹文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

1 挨拶

○平竹文化市民局長

おはようございます。京都市の平竹でございます。

先生方にはお忙しい中、本日も御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この間、部会を含めまして先生方にいろんなお知恵を出していただいて、中間案という形で最終的な御議論をいただくことになっておりますが、人権というのはあらゆる行政の中のベースにあるものということで、私どもとしては建前論ではなくて、市民の方々が本当にこれをいかせるような、あるいは使い勝手のいいような計画にということで我々も考えてまいりましたし、先生方からもそういった意見をいただきながら進めてまいりました。

まもなくパブリックコメントをさせていただくということで、先日も市長等にこの案についてお諮りをさせていただきましたけれども、そしたら非常によくできているとお褒めの言葉を頂戴しております。ただ、市長がおっしゃっていた点が2点ございまして、1つは、最近特に若者の中で、そこははっきりとはわからないけれどもとおっしゃっていますが、ちょっとねたみの意識等からかもしれないけれども、大変にきつい、例えば妊娠されている女性にきつく当たられるというようなことがあったりとか、そういう風潮があるというようなことと、2つ目は、ちょっと人とのつながりが希薄になっていっているんじゃないかという指摘もございまして、そういったことを踏まえて、今日提示させていただいた案にはそういった内容も盛り込んだ、やさしさがあふれているとか、あるいはつながりを大切にするというふうな観点も入れさせていただいて、一応本日事務局として御提案させていただく案として作成をいたしました。

この後、限られた時間ではございますけれども、ぜひそういった観点も含めて熱心に御討議をいただきまして、パブリックコメントをして市民の方々の御意見を広く頂戴して、最終的な策定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、私事で恐縮ですが、本日所用がございまして11時半ぐらいには先に失礼させていただきますので、あらかじめお断りさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉川市民生活部長

それでは、以下の議事進行につきましては、安藤座長にお願いをしたいと思います。

安藤先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤座長

おはようございます。

今日は非常にいいお天気で、昨日までと違って爽やかな秋らしい日になりまして、気分は晴れやかなのですけれども、これから先10年にわたる人権文化のあり方を決めるということで、先ほども局長の御挨拶にありましたように、若者だけじゃなくて、私は電車通ってくるんですけれども、若者は座席があいているかどうか、それがもう最大の関心事で、座ったら途端にスマホとか、もうそれだけ見ると。つまり、周りにお年寄りがいっても妊婦の方がおられても、そういうことは二の次三の次と。

ですから、人間の文化の機械によっても変わると思いますが、そういう中で、これから10年間意味のある、みんながなるほどと思えるような人権文化推進計画をつくる、その原案を我々それに貢献する責任があるわけでして、今日の議題は次第を御覧になればわかりますように、ほとんどがそれが中心でございます。今後の予定というのは、これはもう確認的な問題ですので、できるだけ1番に時間がとれるようによろしく御協力をお願いします。

それでは、まず、配られました資料と議案の説明を事務局からお願いします。

2 議題

○吉川市民生活部長

まず、資料の確認をさせていただきます。

議題（１）の資料といたしまして、【資料１】「京都市人権文化推進計画」（案）、【資料２】といたしまして、「人権施策に関する各種数値目標」という資料がございます。

議題（２）の資料といたしまして、【資料３】「次期京都市人権文化推進計画策定に係る今後の予定」という資料がございます。

それでは、議題の説明に移らせていただきます。

まず、議題（１）は、「次期京都市人権文化推進計画に係る中間まとめ（案）について」でございます。

8月29日の懇話会にて中間まとめの素案をお示しさせていただきました。素案をもとに前回の懇話会にて御議論いただきました内容と、9月18日に開催いたしました検討部会における御議論を踏まえまして中間まとめ（案）を作成いたしました。

議題（２）は、「次期人権文化推進計画策定までの今後の予定について」御報告をさせていただきます。

最終まとめ（案）作成に向けまして、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料の確認と議題の説明は以上でございます。

○安藤座長

特に資料の不足等ないようでしたら議題（１）に入ります。「次期京都市人権文化推進計画に係る中間まとめ（案）について」の説明をお願いします。

（１）次期京都市人権文化推進計画に係る中間まとめ（案）について

○東課長（人権文化推進課）

それでは、議題（１）次期計画に係る中間まとめ（案）について御説明させていただきます。

まず、資料ですけれども、本来でしたら事前にお配りして御覧いただいた上で御議論いただけたらよかったんですけれども、昨日の夜まで資料作成にかかっておりまして、今日この場で見ていただくという形になりまして申し訳ございません。そういうこともございますので、ちょっと詳しく目に御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、【資料１】を御覧ください。

前回８月の懇話会で、４章立てのうち、第２章、第３章について御議論いただきました。その後、９月の検討部会で第１章、第４章について御議論いただきまして、本日の資料は、その御意見を踏まえまして修正した箇所、それから、この間、市役所内の関係課からも意見をもらいまして修正した箇所、これら前回より修正した部分を網かけで示しております。そのあたりを中心に御説明をさせていただきます。

まず表紙ですけれども、冒頭「人が輝き やさしさあふれる」云々という表題をつけております。これは基本理念として掲げているものでございまして、表題としても使おうと思っております。また後ほど御説明させていただきます。

１枚おめくりいただきまして目次でございます。４章立てでございます。このうち、第２章の重要課題の中で、女性に係る項目につきまして表題を変えさせていただいております。

また、「人権尊重」という言葉と「人権擁護」という２種類の言葉を使っていたので、「人権尊重」という形で統一させていただきました。

また、犯罪被害者につきましては、被害者だけではなく家族の方もいらっしゃるということで、「等」という字を入れております。

また、御議論の中で、インターネットによる人権侵害あるいはプライバシーの問題が今後大きくなるだろうというお話がございましたので、「高度情報化社会における人権尊重」という、新たな項目を追加することにいたしました。

それでは、右側の１ページを御覧ください。

まず、「第1章 基本的な考え方」についてでございます。

第1章では、計画の理念や方針など基本的な考え方をまとめている章になります。まず、前文ですけれども、京都の歴史と人権とのかかわり、そして今後の10年間の取組の方向性を述べております。

具体的には、千年の都であり続けました京都は、常に海外あるいは外部から人や文化を受け入れながら、町衆を初め、王朝、社寺など多様な文化を築いてまいりました。また、様々な立場の人々が文化の創造、経済の発展などに寄与してきたという人権文化の伝統が歴史の中に息づくまちであると言えます。

21世紀、京都では来るべきオリンピック・パラリンピックなどの開催も踏まえまして、現在、安心安全、あるいはおもてなしのまちづくりを進めておりますけれども、これらの基盤となるものが、全ての人々にとって人権が尊重されるまちであると言えるのではないかと考えております。今後、少子高齢化、国際化など社会状況の変化などにも対応しながら、人権文化の息づくまち・京都を市民みんなの力でつくるためにこの計画を定めたという形にしております。

検討部会の中で、人権文化の息づくまち、「人権文化」という言葉がこの後たびたび出てまいりますので、「人権文化」の定義を最初に挙げておく必要があるだろうという御意見をいただきました。網かけのところですが、「人権文化」の定義としまして、まちや市民の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付くということを入れてさせていただきました。

次に、「1 人権の基本的な考え方」です。

ここでは人権とはどういうものかということを挙げております。内容につきましては、現在の計画をつくる際に、大変時間をかけて議論をいただき、まとめたいただきました。人権は何かということにつきましては本質的には変わるものではないと思いますので、基本的に現計画の内容を踏襲した形にしていますが、できるだけわかりやすくお示しようということで、ちょっとやわらかくして工夫をしております。特にそれぞれの項目の後ろに、「かがやく」ですとか、「つながり、わかりあう」というような副題的なものをつけまして、御理解いただく一助にしたいと思っております。

まず、(1)ですけれども、「個人の尊厳を守り、可能性を伸ばす」ということが1番目でございます。人はかけがえのない存在として多様な個性や可能性を持って生まれてきますが、人権とは幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であると言えます。言いかえますと、人としての尊厳を守り、可能性を最大限伸ばしていくということがまず人権の1点目であるというふうにしております。

この点、尊厳を守り、可能性を伸ばすということは人が輝くということではないかというふうに考えまして、「かがやく」という副題をつけております。

2つ目、「互いの人権の尊重」、「つながり、わかりあう」という言葉を添えました。人権尊重の考え方が社会に根付くためには、全ての人々がつながりを持って互いの人権を

尊重することを理解するとともに、自分の人権と同様に他人の人権も尊重するということが互いをわかり合うということになるのではないかということで、「つながり、わかりあう」というような項目を挙げました。

3点目が、「人権の普遍性と日常性」です。「たすけあう」という副題をつけました。1ページの3つ目のその項目では、普遍性という部分を述べております。人権が十分に保障されているとは言えない人と、日常余り人権を意識することがない人の間では人権に対する意識のずれがあるのではないかと考えられますけれども、人権が全ての人にとって普遍的なものであるということを認識しますと、人権問題が社会全体の問題として、問題解決に向けての力となるというふうに考えられます。この点、普遍性という部分を説明しております。

2ページに行きまして、2つ点がございしますが、ここでは人権の日常性ということを述べております。身近な生活の場面において、例えば勤労、働く権利、また財産権、移動する権利など、これらは全て人権にかかわるものと言えます。人は互いに助け合って人権が守られることによって幸福な日常生活を送ることができるということが言えるということで、人権には日常性という面もあるということを述べておりまして、この普遍性、日常性をあらわす言葉として、「たすけあう」というふうに表現を入れてみました。またこのあたり、御意見をいただけたらというふうに思います。

次に、2ページの「2 計画の位置付け及び計画期間」です。

位置付けにつきましては、京都市の基本構想、基本計画に基づきます分野別計画として人権施策を推進する上での基本的な考え方を示すものでございます。

期間につきましては、平成27年度からの10年間でございまして、なお、社会状況の変化に応じまして必要に応じて見直すこととしております。

次に、「3 計画の目標～10年後の目指す姿」です。

この「計画の目標」につきましては、今回この計画で新たに設けた項目でございます。計画を進めることで10年後にどのような社会を目指すのかということを3点示しております。1つ目が、市民や企業などが人権文化の息づくまちを目指して自ら行動する社会。2つ目が、ひとりひとりが可能性を伸ばし能力を発揮することができる機会が保障されている、また、そのために互いを認め合い、つながりを持ち、支え合う社会を目指していくということ。3点目が、人権に関わる問題が発生した場合に、市民の方が安心して相談することができる、また救済を受けられる体制が整備されている社会。これら3つの社会を目指していくことを計画の目標として立てました。

この3つを実現するために、後ろのほうの人権施策で、「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」と出てくるんですけども、1つ目の目標を実現するために教育・啓発を進めていく、2つ目については保障の取組を進めていく、3つ目については相談・救済の取組を進めていくという形で、後半部分とつながるような形で目標設定をしております。

4点目が「人権施策の分類」でございまして、この計画の中では、人権文化の息づく

まちづくりに必要な施策を3つ展開するということで、今述べました「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」の取組に分類するとしております。

次に、3ページに行きまして、基本理念と基本方針です。

基本理念につきましては、今回新たに設けた項目でございます。この計画で進める方向性をキャッチフレーズ的な打ち出しをして掲げております。これまでの御議論を踏まえまして、「人が輝き やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都を みんながつつながり みんなでつくる」というふうにつけてみました。

この趣旨としましては、京都はこれまでから人権が尊重され、いきいきと暮らせるまちを目指して、市民、行政の協働の下、課題に取り組み、大きな成果を挙げてまいりました。これまでの成果をさらに発展させ、新たな課題にも取り組む中で、「ひとりひとりが、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながら、安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまち」、ちょっと長くなっておりますけれども、働く、学ぶなどあらゆることが「人権文化の息づくまち」が前提にあるんだということを挙げておりまして、この「人権文化の息づくまち」をみんなの力を合わせてつくっていくというような理念の書き方をしております。

この理念のもとに計画を進める基本方針として4点挙げております。この基本方針につきましても今回大幅に項目を整理しております。

まず1点目が、「市民との協働による人権文化の土壌づくり」でございます。市民、企業などとの協働によりまして人権文化を根付かせ、人権侵害を許さない土壌づくりを進めてまいることを1点目の方針として挙げております。

人権文化の土壌づくりの説明としまして下の2つを例示的に挙げております。1つ目が、今日、高齢者の単身世帯や若者のひきこもりなど孤立しやすい人の増加が懸念されています。いわゆるごみ屋敷問題につきましても、地域社会の中での孤立が背景となっている場合があります。人権文化の土壌をつくるということは、孤立しやすい人を見守り、つながりを持ち、支え合う意識と行動につながるものということができるのではないかと思います。

また、京都市では、安心・安全、あるいは観光客を温かくお迎えするなど、市民ぐるみで様々な取組を進めておりますけれども、人権文化の土壌づくりというのはあらゆる分野でのまちづくりを進める上で基盤になるものというふうに考えております。人権文化の土壌づくりを地域とともに進めるということを1点目に挙げております。

基本方針の2点目が、「人権尊重の理念を基調とした行政の推進」でございます。京都市におけますあらゆる行政分野におきましては、人権尊重の理念を基調として進めていくということとしております。

3点目の基本方針ですが、「社会状況に対応した戦略的な人権施策の推進」を挙げております。社会状況の変化に常に注意を払いながら、施策全体を戦略的に推進するとしております。

4 ページを御覧いただきまして、昨今の状況を見ますと、今後、少子高齢化、外国人・外国籍市民の増加、また所得格差の顕在化や貧困の問題、スマートフォンなどの情報通信技術の急激な変化などが想定されますけれども、これらの進展に伴いまして、新たな人権上の課題が生じることも考えられますので、これらの動向も注視しながら、必要な場合には新たな施策の実施も含めて適切に対応していくということを方針としております。

基本方針4点目は、人権施策を進める際には各部局の連携によって総合的な人権施策を推進するという事としております。特に、関係部局間の縦割りを排除しまして、施策を融合させながら総合的に取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上が第1章になります。

次に、5 ページを御覧ください。「第2章 各重要課題について」でございます。

ここでは一度8月の段階で御覧いただいておりますので、変更点を中心に説明させていただきます。

まず、前回から前文を新たに入れさせていただいております。2章の全体像としまして各重要課題については各分野別の計画に基づいて進めていくということ、また、新たに犯罪被害者等の3つの項目を設けたということ、それぞれの項目の中では主な課題と今後の施策の在り方を掲げているとともに、新たに日常生活の中で人権に関わる課題が生じた場合の相談先などを紹介するという事で2章の概要を述べております。

まず、女性の人権の尊重のところですが、表題を変更しました。もともと「男女共同参画社会と女性の人権尊重」としておりましたが、懇話会の中で男女の人権としてはどうかという御意見をいただきました。そこで、「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」というふうに表題を変更しております。

1の主な課題のところでは、御意見としまして、女性が働きたくても働けないという状況があるということも入れていくべきではないかという御意見をいただきました。網かけのところですが、非正規雇用に就きやすい就業構造があるということ、雇用における均等な機会と待遇の確保を図っていくということを課題として挿入しております。

次に、6 ページを御覧ください。

1番上の網かけですが、男性のDVがあるということも踏まえまして、DVの男性向けの相談窓口の周知に力を入れていくということも新たに入れております。

また、その下の網かけですが、懇話会の中で御意見として、女性が経済的に自立できないことがあるので就労支援の取組も必要というお話をいただきましたので、それに関連する施策を入れております。

次に、7 ページは子どもに関する部分でございます。

箱書きの中ですが、この間、いじめ防止条例が9月市会で成立しましたので、条例に基づき施策を推進する旨を追加しております。以下の各文章の中でもその点を追加して入れております。

次に、８ページを御覧ください。

児童虐待についてでございます。検討部会の中で、虐待を発見したときには、市民の方には迷わず通報してもらおうということをしっかりと周知していくことが大事だというお話をいただきましたので、一番上の網かけのところですが、その旨を入れさせていただきました。

またその下、不登校、いじめの部分ですが、その中の３つ目の丸ですが、問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するとしておりました。情報を地域と共有するという部分につきましては、個人情報地域に伝わるというふうに誤解されかねないので文章を検討してはというお話がございましたので、地域と連携してという形で修正しております。

それから、９ページ、「こんな場合はどうすれば…」ということで、先ほど言いました虐待が疑われる場合、あるいは子育てに不安がある場合、気軽に相談、あるいは通報してもらえるように呼びかける文章を補強したというような形で修正を加えております。

１０ページにつきましては、高齢者についてでございますが、この部分でもつながりを持つということがキーワードとして大事だろうということで追加をしております。

また、１２ページ、障害者の人権の部分でも、「認め合い、支え合う」という言葉の間に、「つながりを持ち」というようなことで強調をしております。

１４ページを御覧ください。

障害者に関します「こんな場合はどうすれば…」という部分で、相談先として２点追加をしております。相談先として、各障害種別での障害者相談員という方が市内にいらっしゃるということで、その方への相談もできるという旨を追加しております。

また、下の網かけですが、障害のある子どもの教育のことについて相談したいという場合に、支援センターですとか電話相談がございますので、その点を追加で入れさせていただきます。

先へ飛びまして、２２ページを御覧ください。

「高度情報化社会における人権尊重」ということで新たに設けた項目でございます。

インターネットのプライバシーの侵害ということにつきまして、前は様々な課題というところに短くですが書いていたのですが、やはりこの点、今後１０年を考えたときに非常に重要になってくるだろうということで、新たに項目として立てました。

箱書きの中では、安心してインターネットを利用するための環境づくりに取り組むということ、また、個人のプライバシーを守ることの重要性や情報の収集・発信についての責任やモラルについての理解と認識を深める取組を進めるということを掲げております。

主な課題としては、１つ目と２つ目がプライバシーに関することとして、実際に個人情報の漏洩、あるいはその商品化がされているというような問題が起きているということ、２点目では身元調査のような差別的な行為につながる事案も起きているとい

うことを挙げています。また、課題の３つ目ではインターネットについて挙げておりまして、他人への誹謗中傷や差別を助長するような表現、あるいはプライバシーにかかわる情報が掲載される事例が頻発しているという課題を挙げております。

２番目の今後の施策の在り方では、それに対する取組項目としまして、１点目で携帯電話、インターネットについて学校において指導徹底していくということ、啓発・広報では、ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を進めるということ、また、インターネット上で人権侵害があった場合の対処方法、あるいは相談窓口を周知していくということを挙げています。また、３点目には再掲になりますけれども、第三者によります住民票の写し等の不正取得の防止についても挙げております。

一番下の「こんな場合はどうすれば…」では、インターネット上に自分のプライバシーを侵害する書き込みが掲載されていた場合に削除をしてほしいという相談を想定しまして、答えとして、プロパイダーに削除を要請することができますが、方法とかがわからない場合には京都地方法務局に相談くださいというような答えを掲げております。

２３ページの「様々な課題」のところでは、若干文言修正をしております。

この中で、婚外子・ひとり親家庭につきましてですけれども、民法が改正されて法定相続分が嫡出子と同等になったということがあるということと、同等にはなりませんでしたけれども、まださらに制度面や意識面では依然として課題が残っているということで内容を補強しました。

次に、２４ページ「第３章 人権施策の推進」でございます。

まず、教育・啓発につきましては、２５ページの一番上ですが、前回、幼稚園・保育所での人権教育ということを挙げておりましたが、認定こども園が今後設置されてまいりますので、認定こども園についても対象となるということで、新たに追加で入れております。

２６ページを御覧ください。

人権啓発についてでございます。下のほうの箱書きの上の段落でございます。人権啓発の工夫の１つとしまして、「人権ゆかりの地」を紹介するということを入れました。京都には人権の視点から歴史を物語る「人権ゆかりの地」が多数ありますけれども、これらを市民だけでなく観光される方へも紹介することで、京都における人権の取組を知っていただくというような工夫も必要ではないかということで、追加で入れております。

また、その下の箱書きですけれども、懇話会あるいは検討部会の中の御議論で、学生のまち京都という視点が取組の中では大切だというお話をいただきました。そこで、「学生のまち」という特性を踏まえて学生や大学へのアプローチをしていくということを箱書きで留意点というような形で掲載をしております。

２８ページの下の方の模式図を御覧ください。「人権教育・啓発の取組推進のイメージ」についてでございます。前回は輪を書きまして、京都市、市民、企業が連携するという

イメージで書いておりましたが、京都市、行政だけが頑張るのではなくて、市民や企業がみずから行動することが大切ではないかと、そういうことを表現できるように変えたらどうかという御意見いただきまして、市民、企業、団体等が人権文化の息づくまちづくりに向けて行動していく、それを京都市が支援していくという形に変えております。

次に、29ページの相談・救済の部分ですけれども、(1)の相談体制の充実というところですが、職員の研修の目的につきまして補強しております。複雑化・多様化する相談に対応するというをもともと挙げておりましたが、加えまして相談者の置かれている立場に寄り添った相談ができるようにということを研修の目的として入れております。

30ページを御覧ください。

相談・救済に関わる関係機関等の連携の充実ということで、京都地方法務局、あるいは労働局などの関係機関の具体名を挙げました。また、NPOとも連携をしておりますので、その位置づけもこちらに掲載するというので追加をしております。その下の(3)(4)につきましては順番を入れかえまして、(2)が関係機関の連携ですので、人権擁護委員との連携についてもその次に順番を入れかえております。

次に、31ページを御覧ください。

「第4章 計画の推進」でございます。ここでは計画の推進体制や進行管理などについて述べておりますけれども、現計画から現状に合わせて修正した形でまとめております。

まず、推進体制ですけれども、京都市の内部において、人権文化に関する施策について連絡、調整を行う「人権文化推進会議」という会議を設けております。これは副市長をトップに局長、区長級の職員で構成しているものですが、また、各局・区の庶務担当部長を「人権行政推進主任」と位置づけて設置しております。各局・区の司令塔という形で推進主任を置いております。こういう体制を構築しております。今後この会議、あるいは主任を中心に関係部局間で連携をとりながら総合的に推進を図っていきたいと考えております。

推進会議と人権行政推進主任については、下の網かけでその説明文を入れさせていただきました。

また、(2)の職員研修につきましても、職員の人権尊重意識をさらに徹底するために引き続き研修に取り組んでいく旨を述べております。

その下の「関係機関、関係団体等の連携」というところでは、国、京都府などの行政機関を初め、企業、NPOなどとも役割分担をしながら連携をしていくという形で進めていきたいと考えております。

次に、「3 進行管理と評価」です。

まず進行管理ですけれども、毎年度計画を進めるに当たりまして、具体的な事業計画を作成し、また施策の点検を行っていくという形で進行管理をしてまいりたいと考えて

います。この内容につきましては、市民にわかりやすく発信していくということと、市民に伝わりやすいような工夫もしていくということにしております。

最後に、この計画の評価についてでございます。この計画を進めていくに当たっては、どういう成果があったかという視点での評価が不可欠でございます。基本的には、各重要課題の分野別計画で数値目標というものを設けております。また、京都市では行政評価制度を設けておきまして、そこでも人権施策に関する指標を設けておりますので、これらを参考にしていくということを基本的に考えております。また、昨年度行いました人権に関する市民意識調査というような人権施策に関する調査も行うなど、明確に評価できるようにまいりたいと考えております。

さらに、この懇話会、外部の視点から施策の点検をいただいておりますけれども、今後もこの懇話会におきまして実施事業の評価をしていただきまして、そのことを施策に反映させていきたいと考えております。こういう形で評価をしていきたいと思っております。

検討部会の中でこの計画に数値目標を設けてはどうかという御意見もいただきました。内部で数値目標を設けられないか検討をしましたが、この計画は人権施策について非常に広範囲にわたって掲げておりますので、計画全体の進捗を幾つかの数値目標だけで設定するというのはなかなか難しいかなと思っております。今言いましたような分野別計画の数値目標などを参考としてまいりたいと考えております。

別紙【資料2】としまして、人権施策に関する各種数値目標というのを入れさせていただきます。どのような数値目標を京都市が持っているかということでございますが、1つ目が各分野別計画における数値目標ということで、女性のプランでは配偶者や交際相手からの暴力相談件数、この件数がどうだったかというようなことを数値目標で挙げています。また、1つ飛ばしまして保育所の待機児童数、あるいは乳児の死亡率などを目標として設けています。

下の子どものプランにおきましては、子育て支援活動いきいきセンターの設置箇所数、また保育所定員数などを目標として掲げております。

裏面を御覧いただきまして高齢者プランにおきましても、認知症あんしんサポーター養成者数、あるいは成年後見支援センター利用者数などを目標としているところでございます。

その下、2つ目の京都市政策評価における指標ということで、参考として人権文化推進課所管分を挙げさせていただきました。具体的には人権擁護委員協議会における人権相談の取り扱い件数がどうなったかというようなこと、また施策評価という項目では、全庁で実施している人権文化にかかわります新規事業の数など、こういうような形で数値目標を設けております。こういう目標は京都市の各課の事業につきましてそれぞれ設けられておりますので、人権にかかわるこういう指標を参考としてこの計画の評価をしていきたいというふうに考えております。

以上、長くなりましたけれども、中間まとめ（案）につきましての説明でございます。
よろしくお願いいたします。

○安藤座長

はい、どうもありがとうございます。

2章、3章は前回御議論いただいて、多少それを反映するような修正が入っております。ただ、第1章と第4章、4章はさほど長くないのですけれども、これは今回初めて全体の会議にお示ししましたので、そういう点も考慮しながら、お気づきの点、あるいは御質問がありましたらどんな問題からでも御遠慮なくお願いしたいと思います。どうぞ御自由に御発言ください。

○表委員

前回に申し上げればよかったことかもしれないのですが、先ほど市長様の御指摘があったように、最近マタニティ・ハラスメントが話題になっていまして、そういう言葉は入ってない。もし今からでも入れることが可能であれば、マタニティ・ハラスメントというのは、主に職場での嫌がらせということを意味していると思うのですけれども、これからの問題として入れていただければよいのではないかと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。新しい項目というか、言葉としてそういうものを入れるようにという御提案かと思います。

重野委員、どうぞ。

○重野委員

16ページ、17ページの「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」について拝見して、3点気になったことをお伝えしたいと思うのですが、1点目なんですけれども、この中にコミュニケーション、生活支援、地域、教育というトピックを挙げていただいているんですが、医療というトピックが必要なのではないかなというふうに思っております。実際、ここ10年京都市では医療通訳の派遣等もやられており、実際に年間1500件ぐらいの利用件数もありますので、こういった医療の課題というのは明確化されていると思うのです。ですから、医療というトピックを入れてもよいのではないだろうかというふうに思います。

それから、2点目は文言のところなのですが、生活支援のところでは2つ目の項目ですね、「外国籍の高齢者や障害のある方が安心して利用できるよう福祉・保健・医療の充実」というふうにあります。少し限定的であるかと思うので、もう少し若い外国人の世代も含まれるような表現をしたほうがよいのかなというふうに思います。

それから、3点目なのですが、「こんな場合はどうすれば…」というふうに書かれていて、各項目でも京都市の様々な取組を紹介されているのですが、せっかく今やられていますので、ここに行政の通訳サービス、保健所の全戸訪問の通訳サービス、医療通訳サービスもしていますので、そういった実際にされていることも載せられたらよいので

はないかなというふうに思いました。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。これも具体的な御提案で、特に外国人の処遇に関して医療の問題、それから高齢者だけでなく一般向けの問題、さらに現実にやっている通訳はもうちょっと詳しく書いたほうがいいんじゃないかという御指摘です。

どうぞ御遠慮なくどんな点でも。時間は十分にありますので、御質問でもコメントでも結構です。

どうぞ、直野委員。

○直野委員

ちょっと2点ほど。

1つは基本理念ですけれども、「人が輝き やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都を みんながつながり みんなでつくる」というのはキャッチフレーズとしては長過ぎると思います。いろんな御意見を全部盛り込もうとしてこうなったのだと思うんですが、何か例えばイベントをやったときに、これをタイトルで書こうとしたら非常に長いのでインパクトがなくなるんじゃないかなと。つながりというのは市長が言ったからかもしれませんが、あちこちにつながりが出てきすぎているんじゃないかなという気もいたします。大切なことなんでしょう。

何かちょっと長いのでもう少しインパクトのある、もう少しすらっとしたキャッチフレーズが考えつかないかなと。代替案は今ありませんが。

それからもう1つ、前回インターネットの件で少し御意見を申し上げて盛り込まれたのは結構なんですが、例えば「こんな場合はどうすれば…」というところに、法務局に御相談くださいというのでは非常に弱いんじゃないかなと。例えば今日だったかな、新聞にも出てますけれども、LINEのいじめで自殺するとか非常に事態としては深刻な事態になっているので、もう少し何か突っ込んだものが欲しいなというような気がいたします。啓発であるとか広報であるとかそれも大切なことなんでしょうけれども、もう少し何か突っ込んでいかないと、その突っ込み方は難しいと思うんですが、現状の分析をもう少しされて何かいい手だてはないかなというような気がしました。

○安藤座長

ありがとうございます。具体的な御意見ですので。短い時間で難しいけれども、もし何か考え方の基本的な点でも市のほうでありましたらお答えいただけたらと思います。

キャッチフレーズは難しいですね。確かに長いし、薄れてしまうのだけど、びたっとここに出ているいろんな考え方をまとめるとなると、ご本人も今、代案はないとおっしゃっていますけれども、引き続きお考えいただいて、ほかの委員の方も、もし何かいいアイデアがありましたらお願いします。

ほかの点もどうぞ御遠慮なく。

○表委員

今の情報の22ページの「こんな場合はどうすれば…」の御意見は、9ページにいじめの相談というのがありますので、ここで繰り返す、いじめの場合はいじめ相談をやっていますよという掲載をしたらいいのではないかと思います。

○岩渕委員

直野委員が先ほどおっしゃられたことを私も同じことを思っておりまして、最後は「みんながつながり みんなでつくる」というのは行動の形をとっているのですが、目指すところは「人が輝き やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」だと思いののですが、そうすると、「みんながつながり みんなでつくる」という部分と「人が輝き やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」というのは、あるときにはつながり、あるときには別に表現してもいいのかなというふうなことを考えますと、「みんながつながり みんなでつくる」というのを頭に置いて字をちょっと小さくして、「人が輝き やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」というふうにしてくくったほうが語呂もいいのかなというふうに思います。

ただ、フレーズとしては長いような気はするのですが、こういう要素とこういう要素とこういう要素とみんな入れたいというきつとその中に願いがあるのだと思いますので、こんなことを感じました。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。これが絶えずキャッチフレーズの決まりと考える必要もないとは思いますが、別に何かあってもいいというか、内容が違えば困りますけれども。キャッチフレーズとして短いものはあって、それを丁寧に言うということになると、今の御提案はせめてそういう方向を目指して、「みんながつながり みんなでつくる」というところを多少字を小さくして、大事なところは始めの2行はそのまま残すという、これ具体的な御提案ですので、京都市のほうも委員からも、もし代わる案がありましたら御提案いただけたらと思います。

ほかの点も含めてどうぞ御遠慮なく。

○石元委員

第3章の「人権施策の推進」のところですね。教育・啓発ということでかなりの分量をとって具体的な取組が挙げられているのですが、人権教育について、これも以前に言ったことと重なるかもわからないんですが、私、大学で人権問題を教えていて、小中高で受けてきた人権教育について学生にいろいろと聞くことがあります。そうすると、やはり習う内容というのが2章に挙げられているような人権課題を抱えた人たちに関するもので、そうすると、どうしても自分とのつながりというのが見えにくくなるのではないかと思います。要するに子どもの問題にしても、ここに挙げられているようなニートだとかひきこもりだとかいじめを受けている子どもという、そういう深刻な人権課題を抱えている

子どもの問題を人権の問題として教えるだけだと、教育を受けている側の子どもにとってみれば、人権問題というと、自分の知らない所で何か困難を抱えている人のことを考えてあげるといような、人ごとというふうに映るみたいなんですね。ですから、人権が自分にかかわる問題だというのがぴんと来ないといようなことを言う大学生が割といるんですね。

そういう困難を抱えている人たちの問題というのが典型的な人権問題であることは確かなんですけども、でも一緒に社会の中で暮らすそれぞれの人間、個々に権利を持っているんだということと言うと、25ページの(イ)の学校のところで、例えば子どもの権利条約について、それは子どもたち自身が持っている権利ですが、学校教育で子どもの権利条約について教えるといところで、人権というのは人ごとではなくて自分が生きていく上で非常に大事な権利であるし、それと同じ権利を他の人たちも持っているのだという、そういった権利意識、高い権利意識を持たせるような教育課題というのは非常に大きいのではないかなと思いますので、何かそういった記述もあったほうがいいのかというのが1点です。

もう1つ、【資料2】でこういう数値目標というのは非常にいいことだと思うのですが、ただ、この審議会の女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合で、現在が41.2%でこれを50%ということなんですけど、これはこれでいいかと思うんですけども、ただ、全体の審議会等に占める女性の割合の数値も合わせて出したほうがいいのかと思います。

というのは、こんなことは京都市はされないと思いますが、例えば35%に近い構成比の審議会がいくつかあれば、それらの審議会での構成比を35%に上げて、35%を大きく下回っている審議会は全然何もしなくても、目標の50%を達成できるわけです。極端な話、50%を達成した以外の審議会は女性の委員がゼロでもこの目標値は達成できるわけで、ですから全体の割合といものも現在の数値を出して目標といものを定めるとい、この2本を立てたほうがいいように感じました。

○安藤座長

ありがとうございます。委員会の特性もあるかと思いますが、委員会全体ひっくるめての数値と、個別の委員会の数値と両方に目配りした目標達成といものが望ましいという御意見だと思います。

安保委員、どうぞ。

○安保委員

この基本理念の表題のところなんですけど、つながりを持つといのはすごい意味がわかるんですね。協力してだれかと豊かな人間関係を築くといのがすごく人権にとって重要だといのはよくわかるんですけど、この使い方によったら、「みんながつながり みんなでつくる」とい、この「みんな」といところが、みんながつながるといのは非常にプレッシャーを感じる。人権のそれぞれの特性、それぞれの個性とかを尊重する

というところと、オール、みんなというところの強調の仕方によったら、非常に「みんながつながり」ってすごく危険な、やり方によってはすごく危険になってくるので、その使い方とかは、この全体を見ると意味がわかるんですけども、使い方は気をつけたほうがいいのかと思います。多分これを聞くとかなりプレッシャーを感じる方も多いのではないかなと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。人権というのは最終的には一人一人の問題なのですけども、きずなとかいうことになるやっぱほかの人との関係が入ってくるので、そこをどういうふうに標語に反映させるかという問題だろうと思います。基本理念のところを読めばそれはわかるのだけれども、新聞でも我々見出しを見て中身を余り読まないというのが普通なので、そういう意味では標語というのはインパクトが強いわけですね。

局長、どうぞ。

○平竹文化市民局長

意図は要するに、例えば京都市の人権文化推進計画ということであると、その市役所の計画というふうに市民の方が思われることもあるので、一人一人皆さんの計画ですよということをわかりやすく表現したいということで、「みんな」ということにしたのですが、そこは別に「みんな」という言葉にこだわっているわけじゃなくて、150万の市民の方々お一人お一人が当事者ですよということがメッセージとしてわかればというような趣旨でございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

これは先ほどの石元委員の御指摘ともつながるのですけども、人権というのは何か問題がある人の問題であって、自分の問題じゃないというか。まさに自分の問題ということ意識してもらうのがこういう計画の大目標だと思うのですけども、それをどうやってわかりやすくできればスローガンの中に反映させるか、これかなり難しい問題ですけども、いろいろ知恵を出していただけたらと思います。

どうぞ、安保委員。

○安保委員

そうしましたら、ここの3ページのところで、余りそんなに長くない程度で「みんな」の意味をもう一文ぐらいつけ加えていただいたら、この「みんながつながり みんなでつくる」というところの意味がわかるんじゃないかなと思います。

○岡田委員

みんながつながるといいう言いは、若い人はちょっとスルーしたいなという気持ちになると思うんですね。一人一人が大事に大切にされているのだという、そういうようなことが保障された上でないと変につながるの嫌よというのは若者の拒否反応だと、それはある意味正しい考え方だと思うのです。ですから、一人一人が大切にされているの

だという、そういったことが出てきたらつながってもいいかなという感情は出てくると
思います。

それともう1つ、ちょっとわからなくて教えていただきたいのですが、【資料2】で
すが、各数値目標なのですが、1番の各分野における主な数値目標の女性の欄の指標の
2つ目、くるみん取得企業数、これをお教え願いたいと思います。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

男女共同参画推進課でございます。

くるみん取得企業と申しますのは、国の厚生労働省が法律に基づいて仕事と家庭の両
立を推進するために、各101人以上の雇用者を抱えている企業に対しては一般事業主
行動計画をつくるように義務づけておりますけれども、労働局に届けられた中で、特に
とりわけそういうことについて取り組んでおられる企業さんに対して子育てサポート企
業ということで、ある程度厚生労働省で審査をした上で、そういう冠といいますか、称
号をその企業さんにお与えをしているということでございます。

それが京都市でいきますと、現況としては平成21年度現在で22社あったのが72
社に引き上げていこうというのが目標に掲げているということでございます。

くるみんというのはマークの言葉の愛称でございます。

○安藤座長

何のアプリケーションというのか。

○表委員

赤ちゃんのおくるみからきています。

○安藤座長

ちょっと普通の日本語としてなじみがない言葉ですけれども、どこかで使うのだった
らやっぱり解説しないと。

標語について先ほどから出ているのは、人権は一人一人のものだと、一人一人が大切
だということと、それがみんなでつながるということにどうかかわってくるのか。御指
摘のあったように、これで言うと3ページの基本理念のところの説明することは可能で
すけれども、引き続きお考えいただけたらと思います。

ほか、御質問でもコメントでもどうぞ。

○木下委員

2ページの「計画の目標～10年後の目指す姿」ということで3つ挙がっているのだ
すけれども、本来究極的には目指す姿というのは、その前の1ページの（3）のところで
「人権の普遍性と日常性～たすけあう～」というところに、「日常では人権をほとん
ど意識することがない人々」ということがありまして、ここではちょっと否定的な意味
で書かれているかと思うんですけれども、本来究極的に目指すべき姿というのはこうい
うところかなと思ったりするんですね。日頃意識しなくても人権が尊重されていると、
決して侵害されない社会、これが本来究極的には目指すべきではないかなと。今までま

だ10年ではとてもそこまではいかないのかもわかりませんが、ちょっとそんな感じがしました。

○安藤座長

ありがとうございます。そうですね、意識しなくても人権が守られているということは確かに理想なのですが、つまり、人権が当たり前のことになっているという状況をどうやってつくっていくかということですね。

内閣府のアイヌの政策委員をやっていたときに、これは関西あたりではまずないのですけれども、やっぱりアイヌの血がまじっている方はアイヌであるということを公に知られるのを非常に避けられる。これは裸になるとやっぱり毛深いわけです。風呂でアイヌはお断りと、アイヌが入った風呂で同じお湯につかると汚れるというふうなですね。ですから、審議会ではほかの委員が言っていたのですが、自分は実はアイヌの血がまじっているということを普通に言えるような、そういう状況をつくるのがこの委員会の政策の最終目標じゃないかと。

同じように、人権ということが言わなくても行動の中に自然に出るような状況をつくり出すのが恐らく計画の最終的な目標だと思うのですが、そういうことで、日常では人権をほとんど意識しない人々という言葉が出ているのだと思いますけれども、これは否定的な意味じゃなくて、そういう意識しなくても人権が守られているような社会をどうやってつくるかと、ここはちょっと誤解が生じないように言葉を書きかえてもらったほうがいいかと思います。

ほか何でもどうぞ。

○矢野委員

きょう改めて全体を通して見て、2点少しコメントをさせていただきます。

1つは家族という問題でして、7ページから「子どもを共に育む社会づくり」ということが説明されており、ここで前提となっている家族観、あるいは家庭観というのは、核家族、夫婦揃っていて子どもがいる、何かそういうものが前提となっていて、7ページの下から3行目にあるように、子育てへの不安や負担感、孤立感を持つ家庭とか、あるいは8ページの下から4つ目の白丸にある子育てに対する孤立感・負担感といったようなところから、例えば端的な話、シングルマザーとかそういったものが想定されているのかもしれないというふうに思いましたが、それが余り表面に出てこない書き方になっているように思いました。

別の点からも家族の問題点を感じまして、10ページ以降で高齢者の人権尊重という問題に書かれています。それで、今後の施策の在り方というところの3行目のところに「ひとり暮らし高齢者」という言葉が出てきます。恐らく今後、単身世帯というのが増えてくるだろうということは容易に想像がつかだろうと思うのですが、かつては当たり前だった、親に育てられて学校で学んで会社で働いて家族をつくって、そして老いていくという、そういったことがなかなか難しい社会になりつつあるということを前提にす

ると、こういう家族形成というか、あるいは家族という問題をどういうふうに取り上げた方がいいのかということが何か改めてこれを読みながら考えた次第です。

それで、具体的にはどうしたらいいのかという話になってくるのですが、23ページの「様々な課題」というところの下から2つ目に、「婚外子・ひとり親家庭」ということでやはりこういったことにもちゃんと目配りをされているということがわかるような書き方になっているんですが、ただ、「婚外子・ひとり親家庭」の2段落目のところを見ますと、「ひとり親家庭の子ども」というふうに書かれていて、ひとり親家庭の親そのものに対してどういう援助ができるのかということについては、やはり一般の家庭とかなり違ったいろいろな配慮とか策というのが必要になってくるんじゃないかと思います。

恐らく、ここで子どもということをやわざわざ取り上げられた、親のほうを挙げられなかったのは、7ページ以降で「子どもを共に育む社会づくり」というところで挙げられているので、それで足りるというふうと考えられたのかもしれませんがけれども、やはり親、特にシングルマザー、単身で子どもを育てている家庭の親に対してどのような人権課題があり、そしてどういうふうな対応ができるのかということもできればここで1つ課題として明確に盛り込んでいただければ、今後いろいろ議論ができるのではないかなというふうに思いました。

あと細かい話ですけども、そのつながりでいくと、子どもについては就業面等とありますが、多分進学の問題ですよ、大学進学率が低い等々といったような問題もありますので、就業の問題もありますが、就学、進学、そういったこともちゃんと、例示列挙でしょうけれども、きちんと明記していただければより課題として明確になるのではと思いました。これが1点目です。

もう1点は、先ほど、安保委員から御指摘があった市民につながりを求めるという、そういうふうな受け取られかねない表現にかかわってなんですが、市民が人権を守るというのは、これは言われてみれば当然のことなんだろうと思います。

ただ、幾つかデリケートな問題があって、憲法を守るのは誰なのかという話です。1つの考え方は権力の側が守るべきだと、その権力が人権を侵害しないように縛るのが憲法であるという考え方と、あともう1つは、社会形成を行う上で市民そのものも憲法を尊重する、擁護する義務があるのだというふうに構成する2つの考え方が、教科書的な話になりますけれども、よくあるわけであります。

それで、現在の憲法をめぐる議論の中でも、この2つの憲法観というのが憲法をめぐる見方が2つ議論になるのですけれども、市民が人権を守ることに関して言うと、常識的な意味で使われる分には全然問題がないのですが、その裏返しとして、市が人権を守ることについてその責任を軽減するものではないということとをどこかで強調しておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

ここからは多分担当者の方からは余り受け入れられない話になってくるかもしれません

けれども、検討部会で何回か出てきた議論は、市の人権行政に対してオンブズマン制度と、市のサービスをチェックするような機関ができないかどうかということが何回か出てきたかと思います。現在の憲法をつくるときも日本人の中で、例えば鈴木安蔵先生が憲法改正の、憲法の素案をつくられて、GHQもそれを着目したのですけれども、ただ1点抜けているところがあるといったのが違憲立法審査だったのです。つまり、人権をどう実際に守っていくのかというその仕組みが抜け落ちているという、そこが指摘されたわけです。

大げさな話になってしまうのかもしれませんが、しかし、市そのものが人権を守っていく、そのための行政を行っていく、さらには必要に応じては市民に対して協力を求めていくというときに、市そのものが人権を守っているということについてチェックをしていくような機関というものが何か考えられてもいいのではないかなというふうに思いました。恐らくこれについては、32ページの2段落目にあるようないろいろな協議会や推進会議でのいろんな対応で足りるのではないかなというお考えではないかなと思いますけれども、多分もう意見を言う機会がなくなってくると思いますので、この点についてももう一度少し、実現するとなるといろいろな人的な問題とか財政的な問題とかあると思いますけれども、少し検討していただければなと思いました。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。行政の役割、人権の尊重にかかわるそれをどこでどういうふうにあらわすか、この難しい問題ですけれども、もちろん何でもかんでも市民にぶつけたらいい、地域社会にぶつけたらいいということじゃないとは思いますが、それが権利を制約するほうじゃなくて擁護というか尊重するようにどういうふうにかいたらいいのかと。非常に難しい問題ですけれども、そういう側面があることはもうこれは厳然たる事実ですので、どこかでそれが読み取れるような表現を入れたほうがいいのかという御提案だと思います。

安保委員、どうぞ。

○安保委員

先ほど御指摘のあったひとり親家庭の部分については、特に取り出して書くというのは意味があることだと思うので、取り上げ方として、「子どもを共に育む社会づくり」のところとは別に特に取り出すということは意味があるかなとは思いますが、ただ、7ページの1の主な課題のこの分析のところ、子どもを取り巻く状況としては、少子化の進行もそうなんですけれども、家族のあり方の多様性というか、そういうところが非常に大きく変わっているところなので、そういうところを1つ入れておかれたほうが、今後の施策に反映できるところがあるのでいいんじゃないかなと思います。

ひとり親家庭とか、そういう家族に対する考え方も違ってきている一方、反対に非常に子育てに関心を持つ男性層というのも増えてきているところもあるので、1つ課題の

ところに入れていただければ、今後の施策とかに反映できるところがあるんじゃないかなと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。だから、先ほど御指摘があったように、我々社会全体として少子高齢化、国際化、情報化ということはあるんですけども、それと並んで家族のあり方の多様性、これは世界人権宣言を受けて、いわゆる「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、人権規約と呼んでいますけれども、ここでも家族は社会の最も基礎的な単位であるということはどうなっているわけですね。

ただ、そこで言う家族そのものの中身は変わってきているわけで、大きい傾向としてはやはりひとり、女性も独立、男性も独立、ずっとやっていくと年寄りになってひとりで暮らしていく人がふえてきて、それはそれなりの社会的な問題、ここではごみ屋敷が書かれてはいますが、それ以外にもいろんな問題があるので、これはやっぱりどこかで家族の多様化と、そして、それが人権に与える影響には触れたほうがいいんじゃないかなと思います。

どうぞ、直野委員。

○直野委員

矢野先生がおっしゃったひとり親家庭の話というのとつながっているんですけども、子どもの貧困の項目を、項目といいますか、どこかにもう少し入れたほうがいいんじゃないかなと。今、子どもの貧困がかなりクローズアップされて問題になっている。OECDの中でも日本は非常に貧困率が高いわけですから、それと絡まる問題でもあるのですね、ひとり親家庭で年収が240万円以下かな、それぐらいだと思います。私どもで奨学金をいろいろ出しているんですけども、ほとんどがひとり親家庭なんですよ。そうすると、こんなので生活できるのかというほどの貧困、餓死するとかいう問題じゃないのだけれども、非常に厳しい状況になっている。そういうひとり親、シングルマザーであるとか、あるいは子どもの人権の問題というのはやっぱりまだまだこれから増えていくんじゃないかなという気がするんですけども。

○安藤座長

ありがとうございます。これは子どものところで具体的に触れられる問題だろうと思います。

○矢野委員

家族形成の問題でいろんな家族が増えてきているということについてはまさにそうですし、それが望ましいだろうと思っています。もし本当に社会の中の行き着く先というのがあれば、自由に例えば20歳ぐらいで結婚しないで子どもをつくって、それでも普通に就職ができる。今の日本社会であればやっぱり就職して結婚して子どもをつくるという順番じゃないと、なかなかノーマルな社会生活というのを形成するのが難しくなっているわけですよ。

そういう点で、その順番がいろいろ違ってきたときにどうなるのかという話なんですけれども、ただ家族形成といった場合、カップルの問題については、例えば選択の問題というのがあるだろうというふうに思います。ここは法律がどうか公的機関がどうかという問題ではなく、それぞれの価値観の問題が入ってくるので、まさに個人の尊厳に基づいてそれぞれが選択をしていくという話になってくると思うのですが、子どもとの関係ですよね、ケアの問題というのはこれは待ったなしの問題で、そのケアの問題というのがやっぱりシングルの親だとなかなか弱かったり、あるいは別れたパートナーの責任が十分に果たされなかったりとか、あるいは行政の側のサービスというものも、シングルであるということに関して特にいろいろなサービスをしていくという対応が不十分であったりとか、その結果として子どもの貧困という問題が出てくるわけなので、社会全体の中でケアという問題、子育てというふうに言ってしまうばそうなんですけれども、子どもを育てるということをどういうふうに位置づけてバックアップしていくのかという問題関心というのがやっぱり必要ではないかと思って先ほちょっと発言させていただいたのですけれども、ですから、今おっしゃっていることと全く問題関心は一緒なんですけれども、そこをちょっと強調したかったわけです。

○安藤座長

ありがとうございます。アメリカは州によって同性婚、国として認めているところはないわけじゃないですけれども、この場合問題になるのはまさにケアの問題、子どもをどうするのかという。つまり養子をとれるんですけれども、その養子の人格をどうやって保障するのかと、これは非常に難しい問題ですね。

それから、シングルマザーも含めて今いろんな形で父親がなくても子どもは育てられますけれども、しかし、子どもの側からするとある一定年齢に達したときに親を知る権利、つまり自分は一生親知らずに死んでいくのかと、これは当人の身にならないとわからない不安だと思うんですけれども、それもやっぱり人権にかかわる問題なので、家族というのは非常に難しい、いろんな側面を持つ問題。

ですから、そういう中で子どものケアを含めて個人の人権をどう守るかという、これはもうちょっと突っ込んで議論もし、どこかへ書き加える必要があるんじゃないかという気は、私個人としてはしています。

○表委員

新しく書き加えるという、そういうことも大事だと思いますが、もし子どもの貧困に関することでしたら、具体的な提案なんですけれども、23ページの「ひとり親家庭」の2行を8ページの子育て家庭への支援ということでその1項目に加えて、京都市はひとり親家庭支援センターというのもありますし、この9ページに記載のある青少年活動センターでひとり親家庭にいる中学生に学習支援なんかもしてかなり活動をしていると思います。そういう活動をきちんとここに載せていったらそれでもいいのではないかと思います。

○安藤座長

御指摘のように、今ある中でカバーできる問題もあると、それははっきりそこへ書き込んだほうがいいと。

まだ少々時間がありますので、どうぞ気がつかれたら御遠慮なく。

市のほうも、そういう問題は自分の担当部局でこういうふうになっているということがありましたら御発言いただければ結構です。

○岩渕委員

考えが余りうまくまとまらないのですけれども、ひとり親家庭の問題とか、ひとり暮らしの高齢者の問題ですとか、それからいじめの問題もそうなののですけれども、人と人とのかかわる力が非常に弱くなっていて、学級の中で、集団の中でいじめが起こっていても、一部の関係の児童生徒でいじめが起こって周りの人間はいても部外者なのですよ。したがって、周りの人間にしたらずそれは透明化しているいじめで見てないのですよね。というようなことが今起こっていて、LINEで結ばれている子どもたちもその中でしかかわれない、その中で問題が起こるというようなことで、周りは、傍観者が、君ら黙って見とったらあかんやないかと言うのですけれども、それは関係のない世界で起こっていることなんですね。というようなことが起こって、いじめをどうなくしていくのか、克服していくのかということについては非常に難しい、それが年々その状況が進んでいる。

それから高齢者の問題も、高齢の方でおひとり暮らしの方が地域でも亡くなっていくんですけれども、何日間かわからないんですね。ところが、行政のほうで依頼された民生委員の方がその家へ行く、しかし民生委員の方が行っても玄関をあけずに拒否するというような状況が事例として幾つも幾つも地域の中で起こってくると、どうしようもないというかわりなんですね。

そうなってくると、先ほどもう一度振り返ったときに、「みんながつながり」とかいようなところが、改めてその「みんな」は何なのかということをはっきりさせながら、人権の基本的な考え方の（１）（２）（３）の中で、「かがやく」はいいのですけれども、２番の「つながり、わかりあう」とか「たすけあう」といようなところに非常に大きな意味があるのかなと思います。

そういったものを総括する中できっと「みんながつながり みんなでつくる」という文言が表に出てきているのだろうなと思うのですけれども、そのところをかかわり合う力を小さい間から育て、大人もそういうかかわり合う力を持ち、意識を持ちということでないとな一人一人の人権を守ることがこれからはもたないんじゃないかなと思ひまして、だからどうするのかということ具体的には私も考えを持たないんですけれども、人権の基本的な考え方の（１）（２）（３）に書いてあることは非常に大事なことでと思いますし、それを集約したものが「みんながつながり みんなでつくる」というふうにしてあらわしていると思いますので、その「みんなが」というのは何なのかと

というようなところがはっきりしていけば非常に大事な部分をうまくまとめた標語とかキャッチフレーズになっていくのではないかなと思いますし、そのところがうまくつながらなければ、これからの一人一人を大事にする人権文化というものもしっかりつながって確立していかないのかなと思いました。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。これはもう幾らでも議論できるので、最後にそれを言葉としてまとめるのは非常に難しいとは思いますが、この懇話会の1つの目的は、市のやっておられることについていろいろな角度から問題を指摘するということになると思いますので、今まで出たいろんな点も案に反映できる部分はされたいいんですけれども、そうでない部分で実はこういう問題もありますということを、パブリックコメントの際に追加事項というか、それ以外のここにうまく書けなかった問題として、こういう問題も懇話会では指摘がありましたということ添えて、つまり余り完全なものじゃなくてパブコメで考えてもらえる点もあるという形で回されるのも1つの方法じゃないかなと私は思いますけれども。

あと二、三分はありますので、もし何か全体的なことで御意見があればどうぞ御遠慮なく。

木下委員，どうぞ。

○木下委員

ちょっと形式的な問題なのですが、23ページ「様々な課題」というところが、ほかの項目では皆一番に箱書きで書いてあるのですが、ここは箱がないんですね。これは「様々な課題」だから書きにくいのかもわかりませんが、これだけ違う項目のような、ぱっと見た目の話ですけれども、一番始めに箱書きがないということと、それと、この場合の「こんな場合はどうすれば・・・」というところがない。ここで掲げられている項目、内容等からまとめにくいのかもわかりませんが、ちょっとこれがぱっと見た目で気になりました。

それから、1ページ目の「人権の基本的な考え方」とかこの辺にあるんですが、最初の項目のところは「わかりあう」とか「たすけあう」とかいうのはこれ平仮名で書いてあるのですが、これは意識して平仮名にされているというふうに理解してよろしいのでしょうか。本文の中では「助け合う」とかいろいろは漢字になっていますが、表題は平仮名と意識して書かれているというふうに理解させてもらっていいのかなと思いました。非常に細かいことですが、

○安藤座長

市のほう，どうぞ。

○東課長（人権文化推進課）

表題の1ページの「かがやく」とか「つながり，わかりあう」とかは、おっしゃるよ

うに意識して平仮名でやわらかく表現したほうがいいかなと、そこは平仮名にして、文章の中では漢字にしていますけれども、そういった趣旨でさせてもらいました。

○安藤座長

もうこれだけは言っておきたいということがもし委員の間で何かありましたらお願いします。

○表委員

提案なのですけれども、「みんながつながり みんなでつくる」という、その代替案として「ひとりひとりがつながり つくる」ではどうでしょうかという提案です。今まで聞いていると、「みんな」という意味はひとりひとりなのかなという、自分のこととして捉えるのかなと。ですから、これで「ひとりひとりがつながり つくる」という最初に小さく書くという御提案がありましたけれども、その後につなげると、そういうことだとうまくおさまりがつくのではないかと思いました。

○安藤座長

ありがとうございます。市のほうで十分検討していただきたいと思います。

○岩渕委員

先ほど私、小さく書くというふうに提案させていただいたけれども、私はこの場面場面でこれを小さくじゃなしに、これを大きくしてほかを小さくするという場面もあるのかなというふうに思います。だんだん話がいい加減になって申し訳ないんですけれども。

○安藤座長

ただいまの御提案も含めて、市のほうでもう一回パブコメに出す前に御検討いただけたらと思います。

それでは、まだパブコメまで多少時間がありますので、委員会の後、もし気がつかれることがありましたら市のほうへ直接御連絡いただけたらと思います。

2 番目の議題、「今後の予定について」お願いします。

(2) 今後の予定について

○東課長（人権文化推進課）

そうしましたら、「今後の予定について」でございますが、【資料3】を御覧ください。

本日、第19回懇話会でいろいろ御意見をありがとうございました。今後はいただきました意見を踏まえまして、早急にパブコメに出す案を固めてまいりたいと思っております。

11月の上旬に京都市会のくらし環境委員会にパブコメ案を報告しまして、その後、大体11月中旬ごろから1カ月間パブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。当初、12月ないし1月に策定までこぎつけたいと思っていたのですが、

パブコメを実施した後、市民の皆様からの御意見を整理する時間が要るのかなということで、若干ちょっとスケジュールを延ばさせていただきまして、大体1月下旬ぐらいに思っておりますけれども、市会への報告、それからこの懇話会を最終1月下旬ぐらいに開かせていただきまして、パブリックコメントの結果、そして最終のまとめ（案）について御議論いただきたいと思っています。それで最終という形になりまして、その後、京都市で決定行為を取りまして、2月に次期計画の策定というようなスケジュールで進めてまいりたいと思っておりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。

もう私の役割は終わったと思っていたのですが、本当に非常に大きな難しい問題についていろんな立場で提案、あるいはコメントいただいてありがとうございました。

繰り返しになりますけれども、そういうものを含めて最終市のほうでまとめたいたものを、これは市会のくらし環境委員会、そこへ提出されて、その後、パブリックコメントに移ると。そういうものを踏まえて、また来年1月に我々の懇話会へもパブコメを含めて戻ってきまして、最終的にどうするかというお話し合いの機会がありますので、その際はよろしくお願いいたします。

それでは、どうも今日はお忙しい中、ありがとうございました。これで会議を終了します。

○吉川市民生活部長

最後に一言、今日は安藤先生、議事進行どうもありがとうございました。

今日の議論を聞いておりまして、本当に大きな課題に対して難しい点もございますし、いろんな御意見、また具体的な提案もいただきましたし、今日の御意見を市として真摯に受けとめて、今後検討してまいってパブコメ案の作成という形で持っていきたいというふうに思います。

今後ともどうぞ御協力またいろいろとお願い申し上げまして、最後の御挨拶とさせていただきます。本当に今日はありがとうございました。